

# 保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 82  
〒683-0853 米子市両三柳 877-1  
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

## 年度末のお知らせ

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。年末で終了する特例や、年末年始の診療において加算される点数等年度末の情報についてお知らせします。概要は以下の通りです。



### 12月末で廃止される特例

名称		～12/31	2024/1/1～
一般名処方加算 (院外処方)	加算1	9点	7点
	加算2	7点	5点
外来後発医薬品使用体制加算 (院内処方)	加算1	7点	5点
	加算2	6点	4点
	加算3	4点	2点
医療情報・システム基盤整備 体制充実加算	加算1 (初診・健康保険証)	6点	4点
	加算2 (初診・マイナ保険証)	2点	2点 (変更なし)
	加算3 (再診・健康保険証)	2点	加算なし

### 年末年始 初・再診料の加算点数

12/29 (金) ～1/3 (水) は休日の扱い

診療時間内 ⇒ 夜間・早朝等加算

\*施設基準 (届出不要) を満たす診療所が対象

時間外 ⇒ 休日加算

\*時間外の急患対応等の場合

通常は『時間外加算』のケース ⇒ 『休日加算』の算定が可能

点数表では12月29日～1月3日までは「休日」扱いとなります。この期間に診療時間を設けている場合、診療時間内は夜間・早朝等加算 (施設基準を満たす診療所が対象。届出不要) が算定できます。診療応需体制にならない時間外の急患対応など、平日であれば時間外加算の対象となるケースは休日加算が算定できます。

(例) 12/29 (金) 9:00～12:00、15:30～18:30 を診療時間とする場合の加算

	6:00～9:00	9:00～12:00	12:00～15:30	15:30～18:30	18:30～22:00	22:00～6:00
夜早加算の施設基準を満たす診療所	休日	夜早	休日	夜早	休日	深夜
上記以外の医療機関	休日	加算なし	休日	加算なし	休日	深夜
小児科/6歳未満	休日	休日	休日	休日	休日	深夜

(※鳥取県保険医協会作成)

ご不明な点は鳥取県保険医協会事務局までお問い合わせください。